

庄内町告示第124号

令和3年度庄内町中心市街地まちづくり助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和3年度庄内町中心市街地まちづくり助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗の活用、誘客を目的としたイベントその他中心市街地の活性化を図る活動を支援するため、住民、事業者等により構成された団体に対し、予算の範囲内で令和3年度庄内町中心市街地まちづくり助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則(平成17年庄内町規則第52号。第4条及び第5条において「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成金の交付対象となる団体(第6条及び別表において「助成対象団体」という。)は、住民、事業者等が自主的かつ主体的に組織し運営する団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中心市街地において空き店舗を活用したコミュニティ施設の運営を行う団体
- (2) 中心市街地において誘客を目的としたイベントを開催する団体

(助成対象事業)

第3条 助成金の助成対象となる事業(この条及び別表において「助成対象事業」という。)は、次のとおりとし、助成対象事業の内容、助成金の助成対象となる経費(別表において「助成対象経費」という。)、助成金の額は、別表のとおりとする。この場合において、当該助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) コミュニティ施設管理運営事業
- (2) にぎわい創出事業

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 団体の組織及び運営に関する規約その他これに準ずる書類

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第1号)
- (2) 収支精算書(様式第2号)

(概算払)

第6条 町長は、必要と認めるときは、助成金の概算払をすることができる。

2 規則第5条第1項の規定による助成金の交付の決定を受けた助成対象団体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和3年度庄内町中心市街地まちづくり助成金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	助成対象事業の内容	助成対象経費	助成金の額
コミュニティ施設管理運営事業	助成対象団体が空き店舗を活用したコミュニティ施設において行うワークショップの企画、運営等	謝金、旅費、会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告宣伝費、保険料、機器借上料、借料・損料、原材料費及び雑役務費	助成対象経費の額（3万円を限度とする。）
にぎわい創出事業	助成対象団体が中心市街地において誘客を目的として開催するイベント等	謝金、旅費、会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、広告宣伝費、保険料、集計・分析費、原材料費、機器借上料、借料・損料、会場借料、会場整備費及び雑役務費	助成対象経費の額（30万円を限度とする。）

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

1 目 的	
2 事 業 内 容	
3 事 業 費 等	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

庄内町長 宛

住 所  
団体名  
代表者氏名 ⑩  
電話

令和3年度庄内町中心市街地まちづくり助成金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和3年度庄内町中心市街地まちづくり助成金について、令和3年度庄内町中心市街地まちづくり助成金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額 円
- 5 概算払を必要とする理由

6 振 込 先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			